宗旨留難

細 川 行 信

六九八)に再治された『叢林集』全九巻中、 たところ、その巻九に「宗旨留難」という一項があった。そして、この「宗旨留難 て以来、専修念仏に対する弾圧が如何に伝えられてきたのか、そのことを特に恵空の『叢林集』より史料を求めてみ んにち世俗の対立論理の中で、念仏の法の何たるかを押えずに用いるのを、自誡をこめて論考をまとめた。 難」というべきでない事を、源空と親鸞さらには蓮如にまで及ぶ伝統―真宗の輿隆と護持についての史料―より、 経』の「難信」であることを明示する。 したがって、 念仏を停廃・停止する弾圧を、 それは「説法難」を釈する中で、この「法」すなわち念仏が「轉凡成聖」の教であり、いうところの「難」は『弥陀 た。これについて私見を発表し、特に先年来わたくしに問題とする『教行証文類』信巻に引かれる律宗の用欽の文、 項目であり、そこに次の通り記載されている。 昨年度(平成元年十一月二十三日) 而して、このことは、 その後も念頭から離れず、今回たまたま原稿依頼があったので、ここに源空が浄土立宗され の教学大会は、真宗の興隆に関する統一テーマの下、 前六巻の義集四十八についで、 第七・八・九巻の事集三十、その最後の 第七十八」は、 われら真宗学徒は安易に いくつかの研究発表が行われ 元禄十一年(一 一法

御在世遠流之事、

第一之留難也

彼状云、 望乞

蒙,|恩裁、欲,|誑,|念仏者,|彼法印於,|将軍家之前,被,|召,|決両方,|令,弘,與仏法之綱要, 鎌倉寿福寺葉上法印誇||念仏||妨||宗義|時、 西信覚阿経1奏聞1擎1解状1以防護、 仍粗勘…事状、言上如、件、

以解、建曆二年壬申十月日、沙門西信覚阿等已上

建曆二年十月、

御在世時於1関東1専修一流最危カリシ時、 性信房等懇二訟1事於鎌倉、開1排関東之障、宗旨安堵、 粗見 二御消

等,之由、唯善為,被遺迹,所、申、非、無,其謂,之間、所、被,免許,如、件、嘉元元年月日、加賀守三善判已上 文於|親鸞上人門流|者非|諸国横行之類、在家止住之土民等勤行之条、 存覚記云、於"関東"有"專修念仏停廃事、 其時唯善竊馳下、以"巨多之料足"被"申"成安堵之御下知"了、 覚如上人ノ時、正和元年秋、 自二叡山」以二事書一妨一礙專修寺之額、雖二事在四額意深廃」宗、 為」国無」費、為」人無」煩、 申:清座首慈什僧正1 不」可」混言彼 乃至其

曆応元年春、於11備後国主前1与11法華宗1対論、 悟一法師覚勝決彼伏、 其事在二一期記

遂帰:無為

寛正年中、 大谷破滅幷前後処々難渋多」之事

破邪顕正鈔述作ノ由来、又大ナル滯難也

吉崎御退出丼数多ノ難義、 加越宗門迷惑ノ事

山科御坊退転

実如上人ノ時、 超勝寺教芳等ガ謀叛、 ソノ事ニ依テ加能越ノ騒動年ヲ重テ宗門留難スル事

山科廃退ノ後、大坂ノ御坊ヲ武家ヨリ攻ル事

信長公怨二本寺、一宗永滅ノ所為、 本寺及諸国難義

教如上人住職ヲ退セラレ遂ニ天下ノ門徒両派トナレル事

辺土,座"師弟,処"遠流、蓮如被」破"大谷,遂為"普化之緣、教如所」點"職位,還成"大興之端、依」此思」之、 宗、和尚云、見有修行起嗔毒方便破壞競生怨云云、夫以、 聖人以来一宗之障礙、 或一国一郡之停廃、 可以不引悉記り 釈尊開,弘願於王宮,依,章提,遇,逆緣、聖人興,真宗於 或有、依:他之偏執嫉妬、 或有二門下愚俗之偏党及山禍於 闘諍堅

固末法之後我宗独成」益也、蓁々栄耀在三目前、洋々利益後々尚爾耳

以上、「宗旨留難」の個所を全文所載したが、そこには十四の事件を挙げて年次順に並べられたものと思われる。

それゆえ、わたくしに順番を施して整理したい。

- 1 承元元年(一二〇七)遠流。
- 2 建暦二年(一二一二)十月鎌倉寿福寺の謗妨。
- 親鸞晩年の鎌倉訴訟。

3

4

正和元年(一三一二) 叡山よりの「専修寺」 嘉元元年(一三〇三) 関東における念仏停廃。

額の妨碍

- 元亨四年(一三二四)『破邪顕正鈔』述作。

暦応元年(一三三八) 存覚、備後国で法華宗と対論。

寛正年中(一四六〇~六)大谷本願寺破滅。

8 7 6 5

- 9 文明七年(一四七五) 吉崎坊舎退去の難儀。
- 10 実如時代(住職一四八九~一五二五) 超勝寺教芳の謀叛
- 11 天文元年(一五三二)山科本願寺の退転。
- 12 天正四年(一五七六)信長軍、 大坂石山を攻撃。
- 13 天正八年(一五八〇)信長、一宗永滅をはかる。

喜ばれた親鸞の心境が察せられる。こうした鎌倉幕府による専修念仏者の弾圧について、先に掲げた「故聖人」すな わち源空の在世中、 となり」とあり、 消息は「七月九日」に「性信御坊」すなわち飯沼の性信に宛てられたもので、鎌倉での訴訟に性信が献身的な苦労に 鸞在世における三件中、 ふ。すべて淨土の念佛者のことなり。このやうは、故聖人の御とき、この身どものやう~~にまふされさふらひしこ 窺われる資料として留意され、その文中に「おほかたは、このうたへのやうは、御身ひとりのことにはあらずさふら ればならないが、ここに列挙する全十四の事件中、大きく時代別に分ければ、1・2・3は親鸞の時代、ついで4・ 芳の謀叛なら実如時代の後としなければならない等、なお若干の問題が残り、それぞれの事件を一件づつ検討しなけ その生年の大永二年は実如の晩年に相当し、同五年(一五二五)二月二日に実如は六十八歳で没しているので、もし教 「それにつけても念佛をふかくたのみて、よのいのりに、こゝろにいれて、まふしあはせたまふべしとぞおぼへさふ 右記の順位は恵空の記載と若干の異なりを以てした。 このうち、 述作の方が法華宗との対論より前であり、 御文のやう、 7は覚如、 た所謂 つぎに 「念佛をとゞめられさふらひし」 と念仏停止の弾圧下いかに対処したかについて、 さらに 「承元の弾圧」について、第一の宗旨留難を確かめてみたい。 8・9は蓮如、 いろいろと申された旨を消息を通して親鸞は性信に伝えている。 おほかたの陳狀よく御はからひどもさふらひけり。うれしくさふらふ」と、性信の陳状を知って 3の鎌倉訴訟は『親鸞聖人御消息集』(広本) 第七通にいう「鎌倉にての御うたへ」で、この 10・11・12・13・14は実如以降の時代にと四つに分けられよう。 また10の教芳は藤島超勝寺の伝によると一五二二~一五九三年の在世、 6と7に前後するところは、 この事より私は、 存覚の 『破邪顕 今このうち、 まず源空も四 正

年の二月十四日、

興福寺衆徒が源空および行空や遵西などが専修念仏を唱え他宗を謗るものとして処罰するもので、

「承元の弾圧」

は、

具には承元元年の専修念仏弾圧と申すべきで、

承元元年は十月二十五日に改元され、

歳仲春上旬之候」 確には建永二年の弾圧ではあるが、このおり師源空と共に流刑に処せられ、 (『教行証文類』後序) と誌し、 そののち 『親鸞伝絵』(下ノ一)『拾遺古徳伝』(七) 遠く越後へ赴いた親鸞が自ら など、 いずれも

「承元」の元号にて用いるので、

それに私もしたが

いたい。

その最後に「天保九年十一月上旬比以古本令写了 三論宗 公周」と誌し、 次に全文を掲げたい(半葉七行、一行十七字、 に専念される足立幸子さんに依頼し、 も分かるので、今回は東大寺図書館へ大谷大学図書館より照会してもらい、 土宗史の研究』に、この書写本を以て研究を進められた。なお、 原文を掲載する。これに対して、天保九年 (一八三八) 書写のものは東大寺図書館に襲蔵され、 知られた。このうち、天文八年(一五三九)本は東京大学史料編纂所所蔵のもので、 よるとするので、 本に「後鳥羽院之御宇法然聖人他力本願念佛宗ヲ興行ス ところで、 後の書写本について『國書總目録』にもとめると、写本に天文八年と明和元年および天保九年の ところで、この奏状は起草者の解脱房貞慶の筆跡はもちろん、 ョリ罪科ニ處セラル、人數事」として、流罪と死罪の人名を載せる。 承元の弾圧は周知のごとく『歎異抄』 直接の原因となった興福寺奏状を考究したいが、 資料を調査してきていただいたので、 カ ッ コ内は私に補った。なお」は半葉毎の切れ、 おわ りに罪科記録として、こんにち最古の写本すなわち蓮 于時與福寺僧侶敵奏之上御弟子中狼 思想大系本もまた東大寺本を校合に用いられるが 鎌倉より室町中期に至る古い写本も伝わらな これには奏状の原文を明らかにしなくては もと寛永元年(一六二四)の古本を写したこと 現在、 それをも参考にして、できるだけ正 すなわち、 博士課程で『西方指南抄』 岩波思想大系15 そこにも興福寺僧侶の敵奏に а bは表裏を示す)。 籍子 か つて伊藤祐晃も 細ア 『鎌倉 ものがある事 ル 舊佛教』 크 シ 0) ならな 確 研 无實

與福寺奏状 貞慶解脱上人草 法然上人流罪之事

九箇条之失事

第一 立新宗失

第三 第二 輕釋尊失 圖新像失

第五 背靈神失

a

第四

妨萬善失

第七 誤念佛失 暗浄土失

損釋衆失

第九

乱國土失

1 b

右諲考; 案内|有;一沙門|世号;法然,立;念佛之宗,勧;專修之行;其詞雖ऽ似; 古師;其心多乖;本説 興福寺僧綱大法師等誠惶誠恐謹言請¸被虐殊豪!!天裁;永糺ф改沙門源空所¸勧專修念佛宗義,状

|粗勘:1其過|略

有二九箇条

為"|自宗"|譬如"|衆流"|之衆巨海|猶似"|万郡之朝"| 一人"矣 若夫以"|浄土念佛"名"|別宗"者一代聖教唯説"|弥陀一佛之称 浅深,能弁,教門之権實,引,浅兮通、深會、権兮帰、實大小前後文理雖、繁不、出,其一法,不、超,其一門,探,被至極,以 名所隨¸緣流布其輿;;新宗;開çıɔ一途;之者中古,以降絶而不¸開,蓋機感已足法将不¸應之故欤凡立¸宗之法先分;義道之。 第一立1,新宗1,失 夫佛法東漸後我朝有1,八宗1或異域神人来而傳受或本朝高祖徃而請5益于5時上代明王勅而施行霊地

名,三藏旨帰偏在;西方一界之徃生;软今及;末代,始令,建;一宗,者源空其傳燈大祖软豈如百済智鳳太唐鑒真称千代

教!.誠示導:哉縱雖::有」功有」徳須ェ奏::公家(;)以待#勅許4私号::一宗!甚以不當;

文也我全無5過云《此理不5然偏修1余善1全不5念1弥陀1者實可5漏1攝取光1既於1.西方1亦念1弥陀1寧以1余行1故隔15 第二圖;新像:失 近来諸所翫:一畫圖;世号:攝取不捨曼陀羅;弥陀如来之前有;衆多人;佛放:光明;其種々光或柱第二圖;新像:失 近来諸所翫:一畫圖;世号:攝取不捨曼陀羅;弥陀如来之前有;衆多人;佛放:光明;其種々光或柱

大悲光明 | 哉

まと」 新論師法愛沙門不ト及ニル此咎・尚蒙ニト大聖呵・ 者欤善導礼讃文云南無釋迦牟尼佛等一切三寶我今稽首礼南無十方三世親論師法愛沙門不ト及ニル此咎・尚蒙ニト大聖呵・ 者欤善導礼讃文云南無釋迦牟尼佛等一切三寶我今稽首礼南無十方三世 第三輕『釋尊』失《夫三世諸佛慈悲雖』,均一代教主恩徳獨重有」心之者誰不」知」之爰專修云『身不」礼』余佛『ロ不」稱『第三輕』釋尊』,失《夫三世諸佛慈悲雖』,以《北》, 盡處空遍法界微塵刹土中一切三賓我今稽首礼云《和尚意趣以』之可」知衆僧猶帰命况於言諸佛言哉諸佛尚不」簡况於言本 余号,其餘佛餘号者即釋迦等諸佛也專修々々、汝誰弟子誰教彼弥陀名号誰示,其安養浄土,可、憐末生忘,本師名,彼覺

花経,之者堕。地獄。或云≧受∵持、法花,浄土業因。者、足謗大乗人也云々本誦;八軸十軸,及::千部万部,之人聞;此説()永 之名号;都塞;出離之要路(;)不;j唯自行;普誡;j国土;不;j唯棄置;三到及(;)軽賤;而間浮言雲三與邪執泉三湧或云ェ讀;j法之名号;都塞;;出離之要路(;)不;j唯自行;普誡;j国土;不;唯棄置;三到及(;)軽賤;而間浮言雲三與邪執泉三湧或云ェ讀;法 第四妨:,萬善,失 凡恒沙法門待,機而開甘露良藥隨,緣而授皆是釋迦大師無量劫中難行苦行,所,得正法,也今執,一佛

神,者置而不,論至(1)権化垂跡,者既是大聖也上代高僧皆以帰敬彼傳教参,守佐宮,参,春日社,各有,奇特之瑞相,智證 第五背:靈神:失 念佛之背永別:神明:不ゝ論:権化實類:不ゝ憚:宗廟大社:若牒:...神明:必堕:魔界:云々於:實類之鬼

業;二者受,持三帰,具,1足衆戒,不,犯,1威儀,三者發,1菩提心,深信,1因果,讀,1誦、大乗,云云又九品生中説,1上品上生,云,,,

昧,也云云善導和尚者所、見塔寺無」不: 修屬,然者上自:三部之本経,下至:一宗之解釋,諸行徃生盛所,許也加」之曇, 中輩七縁之中起塔寺飯食沙門云云又道綽禪師會"常修念佛三昧文;云行"念佛三昧;多故言"常修"非"謂"全不」行"余三中輩七縁之中起塔寺飯食沙門云云又道綽禪師會"常修念佛三昧文;云行"念佛三昧;多故言"常修 "非"謂"全不」行"余三

之持:「阿含」行何之講:「攝論」雖:小乗一経一雖:"凡智講解,各有:「感應」實言:净土」沙門道俊者念佛無、隙不」書:「大般若」覺

融亘」橋善晟造」路常旻修」堂善胄拂」坊空忍採」花安忍燒」香道如施」食僧慶縫」衣各以::事相一善:"皆得::順次徃生|僧喻 者如何安;聖躰於法門之上;哉末世沙門猶敬;君臣;况於;]霊神;哉如ऽ此兼麁言尤可ऽ被;]停廃 人欤可ゝ堕:|魔界;之僧欤就ゝ中行教和尚帰:|大安寺‹;>造;;二階樓;上階安:;八幡御躰;|下階持;;一切経論; 神明若不ゝ足ゝ拝 下,謗,大乗,業罪中 最大 雖,近逆罪,復不,能,以及 是以弥陀悲願引攝雖,廣誹謗正法捨而無,救於戲西方行者所,憑在**! ***

#b] 及:1天奏1若愚癡道俗不5得:|此意i或軽:|徃生之道|或退:|念佛之行;或又不5兼:|余行;無5生: 浄土;者全非:|本懐|還可:|ア奏:|若愚癡道俗不5得:|此意;或軽:|徃生之道|或退:|念佛之行;或又不5兼:|余行;無5生: 浄土;者全非:|本懐|還可:| 禁制,縱又依,此事,雖,為,念佛取懂,比,其軽重,猶不,知,宣下,欤 自;\散位;至;;定位;自;有漏;及;;無漏;浅深重々前劣後勝,然者口唱;名号;不;観不;定是念佛之中麁也浅也若随;世依; 第七誤,念佛失《先於,所念佛,有」名有」躰其躰中」有」事有」理次付,能念々相,或口称或心念彼心念中或繫念或観念中第七誤,念佛失《先於,所念佛,有」名有」躰其躰中」有」事有」理次付,能念々相,或口称或心念彼心念中或繫念或観念中 哉若経』生々()漸可」成就 | 者一乗蒸修三密加持豈亦無」其力」哉同雖」沈愚團者深沈共雖」浮智鉢早浮况智之兼」行虎之哉若経」生々()漸可」成就 | 者一乗蒸修三密加持豈亦無」其力」哉同雖」沈愚團者深沈共雖」浮智鉢早浮况智之兼」行虎之 輩縱雖、積,,奉公之勞,難、進,,與和之位,大覺法王之国凡聖来朝之間授,,彼九品之階級,各守,,先世之德行,自業自得其理 佛意,或彼帝王布、政之庭代、天授、官之日賢愚随、品貴賤尋、家至愚之者縱雖、有,夙夜之功,不、任,非分之職,下賤之 有」翅也以,一跪」多佛宜;照見,但如」此評定自」本不」好,專修黛類,謬以,井蛙,之智猥斥,海鼈之徳,之間黙 而難」止遂 造悪人者難ゝ救而恣救口稱小善者難ゝ生而俱生乃至十念之文其意可ゝ知而近代之人剄忘ゝ本而付ゝ末憑ゝ劣而欺ゝ勝寧叶; 可」為:| 闕業:| 既兼:二邊,何漏:引攝,若無:|專念,故不:, 徃生,者智覺禪師毎日兼(;)修 一百ケ之行,何得::上品生々,哉凡 >預来迎| 豈異人哉是人也逢||釈迦之遺法|修||大乗行業| 即其躰也若不>帰||彼尊||者實可>謂||無縁||若不>兼||念佛||者且 者之自力;者只憑;;弥陀之願力,於;完経余業,者無;引攝別緣,無;来迎別願,於對;念佛人,不¸能;及,者為;]弥陀所化,可 及,,決定業因,者物則攝,別上必兼,下佛法之理其徳必然何以,,凡夫親疎之習,誤失,,佛界平等之道,若徃生浄土者非,,行 離之道只在二于心,矣若夫法花雖」有,即徃安樂文,般若雖」有,随願徃生之説,彼猶惣相也少分也不」如,別相念佛,不」 親論師者專修忘」他不」造,釈迦像,皆妨,徃生願,蒙,大聖誠,永改,其執()遂生,西方,當」知不」依,余行,不」依,念佛,出

人此又雖」足正及''校量''者 争 不」弁''差別''爰專修蒙''如」此難'|之時不」願''万事'只答''一言'是弥陀大願有''四十八'(念)

者何、非"戒律"者六根難"守恣"根門"者三毒易」起妄縁纏」身念佛之窓不」靜、貪嗔濁」心實池之水難」澄此業所」感、豈思是不」憑」佛之人也"如」此麁言流"布、国土"為」取"人意"還成"法怨"夫極樂教門盛勧"戒行"净土業因以」之為」最所以 於5此洛邊近国猶以尋常 至11于北陸東海等諸国1者專修僧尼盛以11此旨1 云云自不11勅宣1争得11禁遏1奏門 之趣專此在1~**, 者全非:,其儀,雖不:,如」實受,雖」不:,如」說持,怖」之悲」之類,生:, 慙愧之處到破戒為」宗叶,,道俗之心,佛法滅緣無,大, 其浄土。哉依」之浄土業因盛用"成行"教文如"上載"但末世沙門無戒破戒自他所」許也專修之中亦持戒人非」無今所」歎 第八揖; 釋衆,失 專修云, 圍基 雙六不, 乖, 專修, 女犯肉食不, 妨, 往生, 末世持戒, 市中虎也可, 恐可, 悪若人怖, 罪憚, 未、足ハ依憑」然 而彼亦為ハ三昧發得之人」豈背ハ一生補處之説」互求ハ會通」勿、好ハ乖諍() 載,,本経本論之誠文,印度 則千部論師十大菩薩立,,破有空執,晨旦 亦三藏和尚百本疏主相承無,繆 雖,道綽善導之説, 難」分行道之遠近易、迷若不、學言諸宗之性相,者爭,輙,知二一門之真實,哉爰我法相大乗宗者源出,釋尊慈尊之肝心;詳, 也憑;虚假雜毒之行;作;決定徃生之思;寧善導之宗弥陀之正機。哉凡云;浄土;云;念佛;云;業因;云;徃生;江湖之浅深 」付||口稱||二心能具四修無」闕 真實念佛名為||專修||只以」捨||余行||為」專以」動||口手||為」修可」謂不專之專也非修之修 佛之名兼: 観、 与; ロ若不、然者作:観経疏」亦作:観念法門云:|本経」云:|別草|題目何表:|観字| 哉而 観経付嘱之文善導・15. 16b] 劣哉何况善導和尚發心之初見,净土圖,嘆云唯此観門定超,生死,遂入,此道,發,得「三昧,定知彼師自行十六想観也念,, 佛徃生第十八願也何隱..介許 大願,唯以:,一種,号:,本願,哉付..彼一願乃至十念,者學:,其最下,也以:,観余(;)為,本下及:, 念佛,應,称,無量寿佛,云云既称名之外有,念佛言,知其念佛是心念也観念也彼勝劣両種之中如来之本願寧置,勝而取, 口称1以;;多念;為\先示\拾;;十念;是大悲至深佛力尤大。也其易\導易\生者観念也多念也依\之観経云若人苦通。不\得; 一期之行唯在:"佛名;者誘;一下機;之方便也彼師解釈詞有;"表裏;慈悲智恵善巧非>一守>机儻 開;過於祖師;你誤亦雖

此等」欤

228」佛之宗義;者世尊付属之寄 弥 和: 法水(1)於舜海之浪;明王照臨之徳永拂;魔雲於堯日之風,矣誠惶誠恐謹言佛之宗義;者世尊付属之寄 弥 和: 法水(1)於舜海之浪;明王照臨之徳永拂;魔雲於堯日之風,矣誠惶誠恐謹言 之鬱陶古来雖、多八宗同心之訴訟前代未聞之事之軽重恭仰;聖断;望請 天裁仰; 七道諸国;被、糺;改沙門源空專修念 僧尼|也起||道士之嫉妬|法滅因緣将来難」測為」思||此事||泣達||天聴||若無||當時之誠||爭絶||後昆之||惑||鳴呼兩門随分|| 心視\余如荅者縱雖\不\及||停廢||八宗誠有若 亡 欤 矧 復弗沙蜜王之壊||伽藍||也容(n)愚臣之諫言||會昌天子之(亡)||一。||卜, (芥) 宗皆信1念佛1雖2無1異心1專修 深嫌1.諸宗1不2及1同座1水火難2並 進退惟 谷 若如1.專修志1者天下海内佛事法事早 第九乱:|国土|失 佛法王法猶如:|身心|互見:|其安否|宜>知:|彼盛裏|當時浄土法門始興專修要行尤盛 可>謂王化:|東京|| 東京 乾坤二而諸 22 b 中興

制進

地

奏状一

《其後邪見之利口都無改變今度怠状又以同前欤奏事不實罪科珎重縱有 奏聞仰七道諸国被停止一向專修条々過失兼又行罪科於源空幷弟子等者永止破法之邪執還知念佛之直道矣仍言上如 驚歎還增其色就中叡山發使加推問之日源空染筆書起請之役彼弟子等告道俗云上人之詞皆有表裏不知中心勿拘外聞云 石件源空偏執一門都滅八宗天魔所為佛神可痛仍諸宗同心欲及天奏之處源空既進怠状不足欝陶之由依院宣有御制衆徒 上皇之叡旨争無明臣之諫言者望請息慈早経 件

24 a

元久二年十月日

曾寛永元歲次甲子九月日求之者也

寺主亮夢

外題曰

與福寺之奏状 连然上人流罪

元久二年者貞慶住笠置已離本寺之後十四年末移海住之前五ヶ年矣

24 b

競生怨 ては、 思われる。 讃』下に出拠を求められる。すなわち、それは念仏の修行者に対し、 んであったという。 承元の弾圧に際し、 信謗ト 失)に対する誤解を指摘すると共に、弾圧をめぐって第四失にあげる「誹謗正法」の問題が、きわめて重要なものと その不当とする理由を一つづつ挙げたもので、このうち特に源空が「偏依善導」とする善導の釈文(第三失、第六 南都諸宗、それを代表して興福寺よりの抗議であり、第一の新宗を立つる事の過失にはじまり、第二失より以下は 寧に写し、特に「イ」すなわち異本との校合(3a、10b、13b)しているので、今もそのまま示しておいた。 ところで、右の奏状を閲読して強く感じられることは、法然房源空が念仏宗を立てて専修念仏を勧める事に対する 以上、できるだけ原本文を伝えるべく、また研究史料として使用できるようにと収載し、公周が「古本」を以て丁 かつて聖覚が モニ因トシテ 如此生盲闡提輩 すなわち正法を誹謗する謗法は、いわゆる信疑批判において自覚すべきものであろう。この信と疑に関 このことは舜昌の『法然上人行状絵図』第三十三に詳しく載せられるが、 住蓮と安樂が裁きの庭に召され、 『唯信抄』に本文を結ぶにあたり「コレヲミム人 サタメテアサケリヲナサンカ ミナマサニ淨土ニムマルヘシ」と誌した事について、私なりの領解を公にしたが、このことは、 毀滅頓教永沈淪 超過大地微塵劫 罪科が定まった時、安楽房遵西が「見有修行起瞋毒 未可得離三途身」の文を誦し、ために逆鱗い 瞋恚を懐き破壊するものは頓教を毀るもので、 右の文が善導の『法事 シ カレト J 方便破壊 よ盛

そのような人たちこそ三途に沈むものである事を示したものである。 に次のごとく文意を載せる。 而して、この釈文について『西方指南抄』 下末

タテ 力 ニテ ナル エテ、 ヤウー~ノ方便ヲナシテ、 ラ ル ノ文ノコ、ロハ、浄土ヲネカヒ念佛ヲ行スルモノヲミテハ、 \Box 事ニテ候也 力 イカリヲ含テ、 才 サ ナカク三悪ニシ 事ヲウヘカラスト ソ ホト ヨフマ セタマフヘカラス、 ナカキ生死ヲタ ムマレテヨ 候ハメ、 サトリヒラキテ、 ノモノ、 キ事也、 オ リ コ = 申サ ノ ヨ +)-ホカタ弥陀ニ縁アサク、 ツムトイエルナリ、 ノカタ、 マタケムトスルコトニテ候也、 チマチニキリテ、 シ カ、 ムニヨリテ、 1 ヲ御 アナカチニ信セサラムハ、 念佛ノ行ヲ破テ、アラソヒテ怨ヲナシ、コレヲト、 工 生死ニカヘリテ、 ル不信ノ衆生ノタメニ、 ル コ ナリ、 佛法ノマナコシヒテ、佛ノ種ヲウシナヘル闡提 ` 口 エテ、 サ 念佛ニウタカヒヲナシ、 常住ノ極樂ニ往生ストイフ、頓教ノ法ヲソシリホロシテ、 レハサヤウニ妄語ヲタクミテ申候覧人ハ、カヘリテアハレムヘキモ カクノコトキノ人ハ、大地微塵劫ヲスクトモ、 オ 往生ニ時イタラヌモノハ、キケトモ信セス、行スルヲ 誹謗不信ノモノヲワタシテ、 ハシマスヘシ 佛ナホチカラオヨヒタマフマシ、 慈悲ヲオコシ ソノコ ` 不審ヲオコサムモノハ、イフニタラサル 瞋ヲオコシ毒心ヲフウミテ、 p ヲ エ テ利益セムトオモフニツケテモ、 テ、 イカニ人申候トモ、 一切衆生アマネク利益セ メムトスルナ ノ輩ナリ、 イカニ ムナシク三悪道ノミ コノ弥陀ノ名号ヲト IJ, ハ 御 カリ事ヲ イハム カ \supseteq ミテハ、 クノコト ムト トク ヤ ノ罪 P ホト ハ メクラシ 極樂 オモフ 凡夫チ = カ 腹ヲ ノナ IJ ノ事 IJ ナ

ル ヘキモ ヲ カル 申 ŀ ヘクシテ、 、メムトスルモ サヤウ ノ事オハタクミ申候事ニテ候ナリ、 コノサ + ノヨニ念佛三昧、 浄土ノ法門ヲキカス、 ソ ノヨシ 聖教ニミナミエテ候也」とあり、 後世ニ 7 タ三悪道

その聖教として善導

『法事讃』

の文を掲げ、

文意を詳述された。而して、それが

「ソラコトヲカマ

ヘテ」と、

即ち虚

たのは、

津戸三郎入道へ出された源空御返事の一部であり、

この文に先立って

「ソラコトヲ

カマ

了リナント 法罪因縁このうち、 如此生盲闡提輩、毀滅 そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそさふらはめ、とかくまふすべきにあらず。念佛せんひと^~ ころと少し異なる事は留意される。すなわち、源空の場合は、『選択集』十六・慇懃章に引かれた「世尊説法、時將」 るき人」は、既に先学も指摘される如く師 (法然上人) の源空と確かめうるので、先に掲げた『西方指南抄』よりの記 これらの人たちに対して念仏者は「あはれみ」「たすけ」るようにと「ふるき人」が申されたという。ここにいう「ふ んを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるき人はまふされさふらひしが。よく~~御たづねあるべきことなり」とあ 壊競生怨」(『法事讃』下)との、いわゆる経釈の文をあげ、つづいて「この世のならひにて、念佛をさまたげん人は、 からひ」を「やうある」すなわち事情のあることとして、 その「ゆへ」理由を「名无眼人」「名无耳人」という『安 せおかれたることにさふらふ」(『親鸞聖人御消息集』九)といい、 虚言を申し僻事にも関係して、在地権力者の きことなり。そのゆへは、釋迦如來のみことには、念佛する人をそしるものをば、名无眼人とゝき、名无耳人とおほ つけて、念佛をとゞめんと、ところの領家・地頭・名主の御はからひどものさふらふらんこと、よくよくやうあるべ た師源空の教をうけた親鸞の場合、その消息中に「そらごとをまふし、ひがごとにふれて、念佛の人々におほせられ ふたたび念仏者に妨害を加える人たちが、在地の領主・地頭・名主の「やうあること」と、再び示されると共に、 かのさまたげをなさんひとをば、あはれみをなし不便におもふて、念佛をもねんごろにまふして、さまたげなさ 史料として充分に応えられるものであり、それだけに 所引の『目連所問経』にもとめ、さらに善導の「五濁増時多疑謗 一彌陀名、五濁増時多:疑謗、道俗相嫌不」用」聞、見」有:修行」起:瞋毒、方便破壞 競 生」怨、 安楽房が誦したのは「見有修行起瞋毒」より「未可得離三途身」までの文であり、 頓教,永沈淪、超二過一大地微塵劫、未」可」得」難二一 『法事讃』の引文部分が、 道俗相嫌不用聞 三途身、大衆同心、皆懺,,悔 親鸞の消息中に挙げられたと 見有修行起瞋毒 親鸞消息の 所有破 方便破

言をたくらむ人たちこそ、まさしく仏種のない鼠提の輩であり、三悪道に沈むものであるという。ところが、こうし

経釈の伝統より「やうあること」を聞思されたものに違いない。したがって、そのことは 文は「五濁増時多疑謗」より「方便破壞競生怨」までであり、 しかも親鸞の場合はこの釈文のみならず経文を明かし、

五濁増ノトキイタリ

疑謗ノトモカラオホクシテ

道俗トモニアヒキラヒ

修スルヲミテハアタヲナス

と詠まれた和讃(『高僧和讃』善導讃廿二) によく窺われ、このことより次の和讃

本願毀滅ノトモカラハ

生盲闡提トナツケタリ

大地微塵劫ヲヘテ

ナカク三塗ニシツムナリ

関わり、『教行証文類』を結ぶにあたり「信順為。因「疑謗為、縁、信樂彰、於、願力」妙果願、於、安養、矣」と誌した事 の批判精神より、 を嚙みしめる時、本願毀滅も生盲閻提も他人事でなく、何よりも『教行証文類』の信・化両巻の対応、すなわち親鸞 問題の信疑が自分自身の重要な課題として悲歎される。而して、このことは『唯信抄』の表現とも

は、特に注目しなければならない。 即ち、それは同じく後序のはじめに「竊以、聖道諸教行證久 廢淨土眞宗證道今 盛 然諸寺釋門昏…教」兮 不…知:眞假門戶,洛都儒林迷…行,兮無…辯…邪正道路;」 として、興福寺奏状による承元元年のます。 「眞宗興隆大祖源空法師幷門徒數輩不…考…罪科・猥 坐…死罪|或改…僧儀・賜…姓名・處…遠流・」 となり、専修念仏を停止

ったもので、その記録は恵空が「宗旨留難」の第一にかかげられ、ついで度かさなる留難を列挙されたについて、親 し真宗を弾圧するもので、その宗が受けた難に「予是一也」と遠流の一人として処刑された、その親鸞が自ら筆を執

鸞を宗祖とする真宗の歴史を考察する上で、今回は先ず最初の「御在世遠流」が、どのような事縁で惹起したか

東大寺図書館所蔵の「興福寺奏状」を紹介しながら述べさせていただいた。

親鸞の後およそ二百年、真宗の再興を志願した本願寺蓮如が寛正六年(一四六五)山徒より大谷本願寺破却

弾圧をうけながら、志願の実現に身を捨てての生涯中、その言行のなか次の一条に心うたれる。

仏説ニ信謗アルヘキ由説ヲキ給ヘリ。信スル者ハカリニ謗人ナクハ、トキヲキ給フ事、イカ、ト思フヘキニ、

これは、実悟編『蓮如上人仰条々』に載せるもので、最後に少さく「歎異抄見歟」とあるのが注意を惹く。 ヤ謗スルモノ有ウへハ、信センニヲヒテハ必ス往生決定トノ仰セナリ。歎異抄見歟。

更に今後の研究にまたなくてはならないが、第九条は「不喜不快」(『聞記』による)の章で、これについては、 異抄』の中に、右の信謗についての個所を求めると、それは第九条でないかと思われる。これは、私の推測であって 『教行証文類』信巻の真仏弟子釈との関係において述べたが、ともかく問答をめぐっての第九条に留意すべきことを

付記して、一応のまとめとしたい。

- 『真宗教学研究』第14号。
- 2 『真宗史料集成』第八巻の三三九、三四〇頁
- 3 大谷大学編『真宗年表』に超勝寺の第七世「顕祐 (教芳) 文禄二・六・二九四」とある。
- 4 『真宗教学史の研究2』三二二~五頁。
- (5) 宮地廓慧『御消息集講讃』六四頁
- 6 『真宗史料集成』 第二巻の四七六頁。
- 7 『真宗教学史の研究2』一四四~一六一頁。